

【参考】屋外広告物 これまでの取り組み

取組の背景・目的

【背景・課題】

現状、府域全域を対象とする府条例に基づき、屋外広告物の規制をしており、本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できる。

■景観像に馴染まない事例

- ① 景観計画の重点地区に、規模が大きい広告物が掲出
- ② 自然景観を阻害する広告物が掲出
- ③ 幹線道路沿いや商業地域などにおいて、規模が大きく、色彩が派手な広告物が掲出
- ④ ウォークアブル（歩行者中心）の視点に配慮されていない広告物が掲出



【目的】

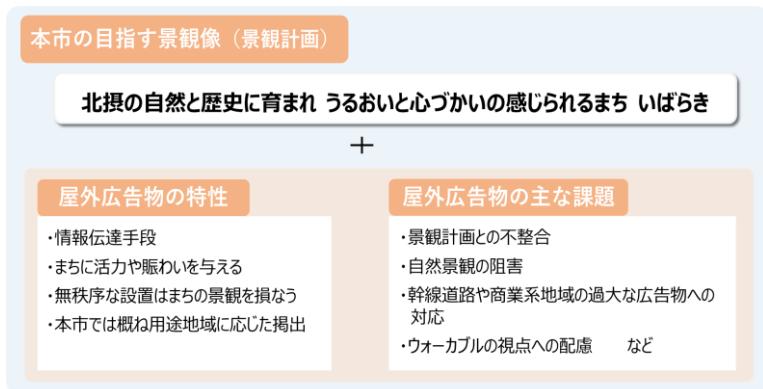
本市の特性を踏まえた屋外広告物の誘導を図り、茨木らしい魅力ある景観形成を目指す。

■スケジュール

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 令和2年度 | 現況調査 |
| 令和3、4年度 | ①広告景観の基本理念の検討、②規制・誘導内容の検討 |
| 令和5年度 | 条例・規則の制定、屋外広告物ガイドラインの作成、景観計画への反映 |
| 令和6年度 | 周知期間を経て、条例施行 |

①広告景観の基本理念

屋外広告物は景観を構成する要素の一つであることから、景観計画に記載の本市の景観像と整合を図りつつ、屋外広告物の特性や課題を踏まえ検討を行った。



基本理念：自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

■実現に向けた方策

「独自条例の規制」と「ガイドライン等による質の誘導」を図ることにより、基本理念を踏まえた広告物の適正化と質の向上を目指す。



自然

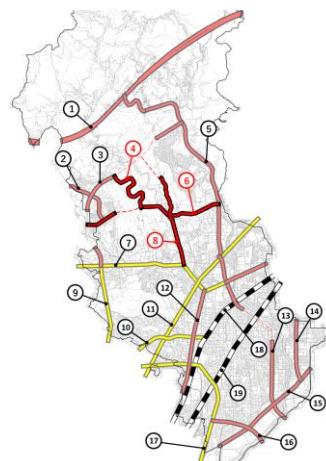
②規制・誘導内容(素案)

[主な規制内容]⇒条例・規則に反映

- 非自家用広告物禁止路線を拡充
[現在]7路線→[規制案]19路線
- 山間部(171号以北の調整区域)の規制の適正化
[現在]第2種→[規制案]第1種に厳格化
- 広告物種別の規制
 - ・屋上広告物：全区域に高さ規制を強化等
 - ・地上広告物：高さ規制や規模への総量規制を導入

※具体的な規制内容は裏面参照

非自家用広告物禁止路線(案)



朱色路線を追加予定

まちなみ

[主な規制内容]⇒条例・規則に反映

- 非自家用広告物禁止路線を拡充(再掲)
[現在]7路線→[規制案]19路線
- 第二種低層住居専用地域の適正化
[現在]第1種相当→[規制案]禁止区域と厳格化
- 広告物種別の規制
 - ・屋上広告物(再掲)：全区域に高さ規制を強化等
 - ・壁面広告物：第2種区域の縦幅規制を強化するとともに全区域に総量規制を導入
 - ・突出広告物：突出幅、掲出位置の規制を導入
 - ・地上広告物(再掲)：高さ規制や規模への総量規制を導入
 - ・工作物利用：全区域に総量規制を導入
 - ・車体利用：近隣市と整合を図るため導入
- 重点地区(景観形成地区)への重点規制
 - ・全5地区：屋上、壁面広告物に総量規制を導入
 - ・歴史的、元茨木川：色彩規制を導入

※具体的な規制内容は裏面参照



現状



条例規制のイメージ



条例+誘導のイメージ



兵庫県神戸市

ウォークアブルの視点を踏まえた良好な広告景観のイメージ

[主な誘導内容]⇒ガイドラインに反映

- 市内の平野部から北摂山系への眺望に関する配慮事項
 - ・屋上広告は原則として設置を控える。 など
- 幹線道路沿道における北摂山系への眺望に関する配慮事項
 - ・背景に調和した形態・意匠・色彩とする。 など
- 自然景観と調和する色彩や素材等の誘導
 - ・自然景観に調和した規模、色彩、素材とする。
 - ・適切に維持管理する。 など

※具体的な誘導内容は次ページ参照



現状



条例規制のイメージ

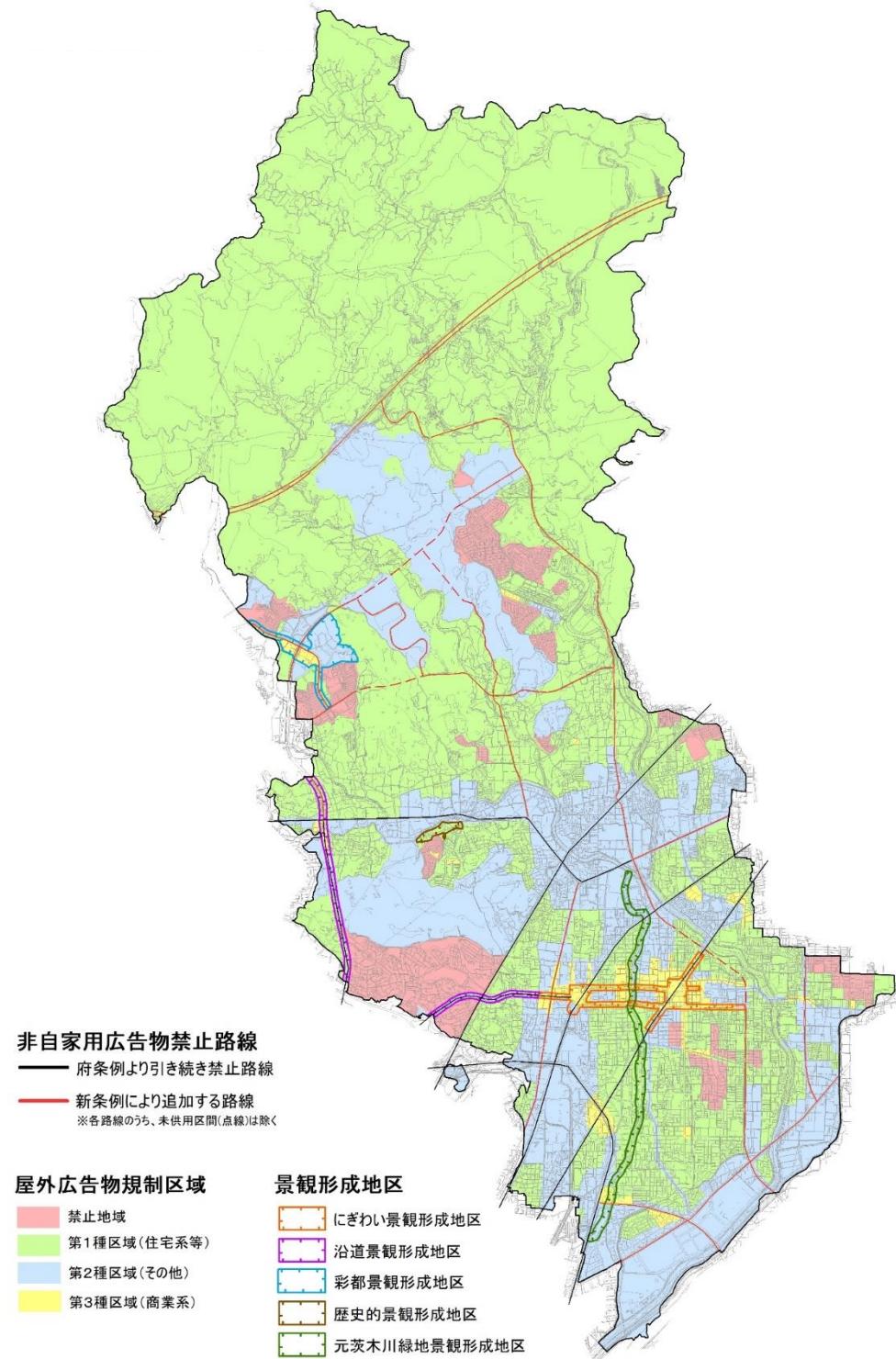


条例+誘導のイメージ



規制区域図(素案)

- 用途地域を基本として、土地利用状況に応じた4区分に整理
- 許可不要区域を撤廃
- 景観計画との整合を図り、「景観形成地区」5か所を、規制や手続きの上乗せを行う「重点地区」として設定



規制内容(素案)

■一般規制

屋上	第1種区域(中高層住居専用地域等)			第2種区域(その他の用途地域)			第3種区域(商業系用途地域)		
	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他
現行	建物高さの1/3	建物の幅	-	建物高さの2/3	建物の幅	-	建物高さの2/3	建物の幅	-
規制案	建物高さの1/5	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/5	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/3	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む

壁面	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他
	現行	建物高さの1/2	建物の幅	-	建物高さ	建物の幅	-	建物高さ	建物の幅
規制案	建物高さの1/2	建物の幅	総量1/5(1壁面)突出禁止	建物高さの1/2	建物の幅	総量1/5(1壁面)突出禁止	建物高さ	建物の幅	総量1/3(1壁面)突出禁止

突出	上端	突出幅	地上からの高さ	上端	突出幅	地上からの高さ	上端	突出幅	地上からの高さ
	現行	-	-	-	-	-	-	-	-
規制案	取付壁面上端	敷地から1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m	取付壁面上端	敷地から1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m	取付壁面上端	敷地から1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m

地上	高さ	面積	高さ	面積	高さ	面積
	現行	-	-	-	-	-
規制案	10m	1基あたり20㎡ (片面の場合は1基あたり10㎡)	15m	1基あたり30㎡ (片面の場合は1基あたり15㎡)	15m	1基あたり40㎡ (片面の場合は1基あたり20㎡)

※禁止区域(第1種及び第2種低層住居専用地域)では、適用除外規定に該当する場合は除き、掲出不可

■重点地区(景観形成地区)規制

重点地区(景観形成地区)	全ての景観形成地区(共通)			元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
	屋上		壁面	色彩規制	色彩規制
	立面割合	面積	面積		
現行	-	-	-	-	-
規制案	-	1版面あたり30㎡	1版面あたり30㎡	版面の地色に使う色彩色相R、YR、Y 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下	版面の地色に使う色彩全ての色相 彩度6以下

■その他

- ・工作物利用広告物 ・総量規制を導入(第1種及び第2種地域:1面の1/5以内、第3種地域:1面の1/3)
- ・車体利用広告物 ……車両・車体の窓又はドア等のガラス部分に表示しないなど(近隣自治体の規制内容と整合)
- ・適用除外 ……原則、府条例の内容を継承

①共通 配慮事項

[規模・配置] まちなみや自然景観に調和した規模・配置とする。

- まちなみや自然景観に調和した規模とする
- 配置・配列を整理する
- 同じ情報の反復を避ける
- まちなみに適した文字の大きさにする

[形態・意匠] まちなみに調和した形態・意匠とし、必要最低限の情報とする。

- まちなみに調和した形態・意匠とする
- 建物と一体的に計画する
- 情報を整理する



[規模]自然景観を阻害しない大きさ・高さ



[意匠]建物の意匠に調和したデザイン

[色彩] まちなみや自然景観に調和した色彩とする。色彩の特性を活かし、見やすさやわかりやすさに配慮する。

- まちなみに調和した色彩とする
- 自然景観に調和した色彩とする
- 高彩度色や色数を抑える
- 見やすくわかりやすい色彩とする

[照明] 過剰な照明は控え、周辺環境に調和したものをを用いる。

- 過剰な照明を抑える
- 地域特性に応じて演出する

[適切な維持管理] 屋外広告物の適切な点検や維持管理を行い、安全を確保する。

- 定期的に点検する
- 適切に維持管理する
- 通行の安全を確保する



[色彩]視認性に配慮された色彩



[照明]地域特性に応じた魅力的な夜間景観

②広告種類別 配慮事項

[屋上広告物] 原則として屋上広告物の掲出は控える。

- 掲出を控える
- 建物と一体的に計画する
- まちなみや背景となる自然景観の眺望に調和した意匠とする

[壁面広告物] 建物やまちなみに調和した意匠・配置・色彩とする。

- 建物と一体的に計画する
- 集約する
- 建物の低層部に掲出する
- まちなみに調和した形態・意匠・色彩とする

[突出広告物] 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮する。

- 突出幅を最小限にする
- 掲出する位置、配置を整える
- 整理、集約化する
- 建物やまちなみに調和した形態・意匠・色彩とする

[地上広告物] 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮した規模・掲出位置とする。

- 見通しや連続性に配慮した規模・掲出位置とする
- 整理・集約化する
- まちなみや背景に調和した形態・意匠・色彩とする
- 板面以外に配慮する

[窓面利用広告物] 原則として窓面利用広告物の掲出は控える。

- 掲出を控える
- 掲出する方法の工夫をする



[屋上]建物と一体的に計画された広告物(熊本市)



[壁面]建物と一体的に計画された広告物(大阪市)



[窓面]必要最小限の表示で賑わいを表現(千代田区)

[簡易広告物] 必要最小限の掲出とし、無秩序な設置は控える。

- (広告旗)必要最小限の掲出とする、通行や見通しを妨げない
- (立看板)通行や見通しを妨げない
- (はり紙・はり札)期間を限定し、必要最小限の掲出とする、表示方法を工夫する

[車体利用広告物] 走行する様々な地域の特性に配慮する。

- 派手な色彩を使用しない
- 文字の視認性に配慮する
- 交通安全に配慮する

[映像装置付き広告物] 周辺環境への影響が最小限となるように掲出する場所や表現方法を工夫する。

- 周辺環境に配慮し適切な場所を選択する
- 建物の高層部に掲出しない
- 明るさや動きを控える
- 音響の使用は最小限とする

[公共サイン] 誰もが見やすく、わかりやすい表示とする。

- 文字の表現(文字のサイズ、書体、文字量、外国語併記)に配慮する
- 図記号(ピクトグラム)を使用する
- 景観に調和し、認識しやすい色彩を用いる
- 誰もが見やすい高さに掲出する



[立看板]通行を妨げず、賑わいを演出(熊谷市)



[映像装置]音を出さず、明るさ・動きを緩める

③地域別 配慮事項

[住宅地]

<閑静な住宅地>

- 落ち着いた生活環境を保全するため、掲出を控える。
- 掲出を控える
- まちなみに調和させる
- 照明の使用は最小限とする

<商業施設が混在する住宅地>

- 住宅地の生活環境に調和した規模・配置・色彩とする。
- 規模を抑える
- 建物の低層部に集約する
- 建物やまちなみに調和した形態・意匠・色彩とする

[商業地]

<駅前広場>

- 周囲から突出して目立つことは避け、品格と賑わいが感じられる表示とする。
- 品格を高める
- 賑わいの連続性を創出する

<駅から延びるメインストリート>

- 通りの見通しに配慮しつつ、賑わいの連続性を創出する。
- 賑わいの連続性を創出する
- 通りの見通しを妨げない
- 建物の低層部に集約する

[工業地] 建物や周辺環境に調和したものとする。

- 圧迫感を抑える
- 周辺環境に配慮し、建物と一体的に計画する
- うるおいを与える工夫をする

[幹線道路沿道] 見通し景観に配慮し、秩序のある沿道空間を創出する。

- 見通しや連続性に配慮した規模・配置とする
- 交通安全を妨げない
- 沿道景観に調和し、秩序のある形態・意匠・色彩とする

[山間部] 原則として屋外広告物の掲出は控え、掲出する場合は豊かな自然景観の眺望を妨げないようにする。

- 掲出を控える
- 自然景観に調和した規模・色彩・素材とする
- 適切に維持管理する



[工業地]圧迫感を抑え、周辺環境に調和



[幹線道路沿道]見通し景観に配慮し、秩序ある掲出